

QUICPay会員規定(個人用)

第1条(目的等)

1. 本規定は、株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という。）が単独またはJCBの提携するカード発行会社（以下「当社」といい、JCBと併せて「JCB等」という。）と共に運営する『QUICPay』と称するICチップを用いた非接触式クレジット決済システム（以下「本決済システム」という。）の内容、利用方法、並びに第2条第1項(2)に定める指定本会員および第2条第1項(4)に定めるQUICPay会員とJCB等との間の契約関係等について定めるものです。
2. 本規定は、第2条第1項(4)に定めるQUICPay会員の本決済システム利用について第2条第1項(2)に定める指定本会員および第2条第1項(4)に定めるQUICPay会員に適用されます。なお、JCBが単独で本決済システムを運営する場合には、本規定における「当社」、「当社またはJCB」および「JCB等」は、いずれも「JCB」と読み替えて適用されます。

第2条(用語の定義)

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、JCB等所定の会員規約（以下「会員規約」という。）におけるのと同様の意味を有します。

- (1) 「本カード」とは、本決済システムの利用を可能とする機能を有するJCB等所定の非接触式ICチップを搭載したカード等をいいます。
- (2) 「指定本会員」とは、会員規約に定める本会員のうち、本規定を承認のうえ、本決済システムの利用を申し込み、JCB等がこれを承認した方をいいます。
- (3) 「指定カード」とは、指定本会員が会員規約に定める本会員として貸与されまたは貸与されているクレジットカード（以下「JCBカード」という。）のうち、指定本会員が本決済システム利用代金の支払方法として予め指定するJCBカードをいいます。
- (4) 「QUICPay会員」とは、以下の各号のいずれかに該当する方をいいます。

① 指定本会員
② 指定本会員にかかる会員規約に基づく家族会員または指定本会員の家族のうち、本規定を承認のうえ指定本会員の同意を得て本決済システムの利用を申し込み、JCB等がこれを承認した方（以下「QUICPay家族会員」という。）

- (5) 「QUICPay加盟店」とは、JCB等が定める所定の標識が掲げられた本決済システムの利用が可能な加盟店をいいます。

(6) 「QUICPay端末」とは、本カードを使用して本決済システムを利用するためのQUICPay加盟店に設置された端末をいいます。

(7) 「QUICPayID」とは、本カードを使用して本決済システムを利用するために、QUICPay会員に個別に付される20桁の数字からなるIDをいいます。

第3条(本カードの発行および貸与)

1. 指定本会員およびQUICPay会員となろうとする者（以下「QUICPay入会申込者」という。）は、JCB等所定の『QUICPay入会申込書』等に必要事項を記入し、またはJCB等が通知もしくは公表する方法に従い、本決済システムの利用を申し込むものとします。（以下「本入会申し込み」という。）
2. 当社は、QUICPay入会申込者のうち、JCB等が審査のうえ承認した方に対し、JCB等が発行する本カードを貸与します。なお、JCB等は、以下の各号に該当すると判断した場合には、入会を承認しません。
 - (1) 本入会申し込みに際し、虚偽の事実を記入もしくは申告し、または偽造もしくは変造にかかる資料を添付した場合。
 - (2) 本入会申し込みに際し、あらかじめ指定した指定カードが無効である場合。
3. 指定本会員およびQUICPay会員とJCB等との間の本決済システム利用に関する契約は、JCB等が前項に定める承認をした時に成立します。
4. 本カード上には、QUICPay会員名、QUICPayIDおよび有効期限等（以下「本カード情報」という。）が表示されます。本カードは、その貸与を受けたQUICPay会員本人以外、使用できません。
5. QUICPay会員は、自己に貸与された本カードおよび本カード情報を、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければなりません。本カードの所有権は当社にあり、QUICPay会員は、本カードの譲渡、貸与、預託もしくは担保提供等一切の処分または本カードの占有移転を行わないものとします。
6. QUICPay会員は、自己に貸与された本カードに搭載されたICチップにつき、偽造、変造、もしくは複製または分解もしくは解析等を行ってはなりません。
7. QUICPay会員が前二項に違反したことにより、第三者が本カードまたは本カード情報を使用して本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用はQUICPay会員本人の意思に基づく利用とみなし、その利用代金はすべて指定本会員の負担とします。

第4条(QUICPay家族会員等)

1. 指定本会員は、本規定を承認のうえ、QUICPay入会申込者のうちQUICPay家族会員になろうとする者の本入会申し込みの際にそれらの者が本決済サービスを利用することにつき同意することにより、当該QUICPay家族会員に対し、自己に代わって本決済システムを利用する一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与するものとします。
2. 指定本会員は、前項に定める本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合には、JCB等所定の方法により、QUICPay家族会員による本決済システムの利用の中止を申し出るものとします。指定本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことと、JCB等に対して主張することはできません。

第5条(有効期限、更新)

1. 本カードの有効期限は、本カード上に表示された年月の末日までとします。
2. JCB等は、本カードの有効期限までに退会の申し出がなくかつ会員資格を喪失していないQUICPay会員のうち、JCB等が審査のうえ、引き続きQUICPay会員として承認する方に対し、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という。）を発行します。

第6条(カード発行手数料)

指定本会員は、本カードが発行または更新された場合にはそれぞれ、本カードにつき、発行または更新された枚数に応じた当社が通知または公表する本カード発行手数料（QUICPay家族会員の分も含みます。）を、指定カードで支払うものとします。

第7条(届出事項の変更等)

1. 指定本会員およびQUICPay会員は、JCB等に届け出た氏名、住所、電話番号等もしくは指定カードのカード番号に変更が生じた場合は、遅滞なく、JCB等所定の方法により届け出るものとします。
2. 前項の届け出がないために当社からの通知書その他の送付書類が延着し、または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。ただし、前項の変更の届け出を行わなかったことについて、指定本会員およびQUICPay会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。
3. QUICPay会員に対する通知書その他の送付書類は、指定本会員の届出住所宛に発送するものとします。

第8条(本カードの再発行)

JCB等は、本カードの紛失、盗難、破損、汚損等の理由によりQUICPay会員が希望した場合、JCB等が審査のうえ、原則として本カードを再発行します。ただし、合理的な理由がある場合は本カードを発行しない場合があります。この場合、指定本会員は、再発行された本カードにつき、当社が通知または公表する本カード再発行手数料（QUICPay家族会員の分も含みます。）を指定カードで支払うものとします。

第9条(本カード利用方法)

1. QUICPay会員は、QUICPay加盟店において本カードを提示し、QUICPay端末に本カードをかざす等JCB等所定の操作を行うことで、QUICPay会員とQUICPay加盟店との間で直接現金決済を行わずに、QUICPay加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、QUICPay加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けること（以下「本カード利用」という。）ができます。この際、

- 指定カードを提示し、または署名をする必要はありません。QUICPay会員がQUICPay加盟店において本カードを利用したことにより、QUICPay会員のQUICPay加盟店に対する支払いにつき、QUICPay会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、QUICPay加盟店に対して、QUICPay会員に代わって立替払いを行います。
- 2.前項にかかわらず、QUICPay加盟店は、本カード利用状況に応じて、当社に対し、第10条第1項に定める本カード利用が可能な金額を照会し、また、QUICPay会員本人による利用であることを確認する場合があります。なお、この利用可能な金額の照会には、通信回線の利用状況等により、多少時間がかかる場合もあります。
- 3.QUICPay会員は、第15条に定めるほか、以下の各号に定める場合、本カードを利用することができないことがあります。
- (1)本カードの物理的な破損・汚損等により、QUICPay端末において本カードの取り扱いができない場合。
- (2)指定カードにつき、紛失・盗難またはその他会員規約に定める理由により、利用が一時停止されている場合。
- (3)その他、JCB等が、QUICPay会員の本カード利用状況および指定本会員の信用状況等によりQUICPay会員の本カード利用を適当でないと判断した場合。

第10条(本カードの利用可能な金額)

- 1.QUICPay会員は、指定カードについて定められた利用可能枠を基準として、会員規約に定める「利用可能な金額」の範囲内において当社が認めた場合に、本カードを利用することができます。なお、「利用可能な金額」の算定にあたって利用可能枠から差し引かれる利用残高は、指定カードの利用残高の金額に、当該指定カードを指定カードとするすべての本カードの利用残高が合算された金額となります。
- 2.前項にかかわらず、QUICPay会員による本カード利用は、1回あたり金20,000円を上限とします。

第11条(立替払いの委託)

- 1.QUICPay会員は、第9条第1項の定めのとおり、QUICPay加盟店において本カードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行つたこととなります。指定本会員は、当社がQUICPay会員からの委託に基づき、QUICPay会員のQUICPay加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて予め異議なく承諾するものとします。なお、QUICPay加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。
- (1)当社がQUICPay加盟店に対し立替払いすること。
- (2)JCBがQUICPay加盟店に立替払いしたうえで、当社がJCBに立替払いすること。
- (3)JCBの提携会社がQUICPay加盟店に立替払いしたうえで、当社が当該JCBの提携会社に立替払いすること。
- 2.商品の所有権は、当社がQUICPay加盟店、JCBまたはJCBの提携会社に対して支払いをしたときに当社に移転し、本カード利用代金が完済されるまで、当社に留保されることをQUICPay会員は承認するものとします。
- 3.JCBが単独で本決済システムを運営する場合、第1項(2)は適用なりません。

第12条(本カード利用代金の支払区分および支払方法)

- 1.本カード利用代金の支払区分は、「ショッピング1回払い」に限られます。ただし、指定カードについて別途支払区分が定められている場合は、当該支払区分に従います。
- 2.本カード利用代金の支払いに関しては、本カードの利用は指定カードの利用とみなされます。
- 3.指定本会員は、会員規約に定める指定カードの利用代金の支払方法と同様の方法で、本カード利用代金を支払うものとします。
- 4.指定本会員は、指定カードのカード番号、有効期限等がJCB等により変更された場合であっても、本カード利用代金の全額を、異議なく支払うものとします。

第13条(QUICPay会員の退会、QUICPay会員資格の喪失等)

- 1.指定本会員およびQUICPay会員は、JCB等所定の方法により、QUICPay会員を退会することができます。なお、指定本会員にかかる全QUICPay会員が退会した場合には、当然に指定本会員も退会となります。
- 2.指定本会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当然にQUICPay会員の会員資格も喪失します。
- (1)指定本会員が、会員規約に定める会員資格を喪失した場合。
- (2)指定本会員がQUICPay会員として更新カードを発行されることなく、本カードの有効期限が経過した場合。
- 3.QUICPay会員は、((4)、(5)または(6)のときは、それに該当するQUICPay会員をいい、QUICPay家族会員が(1)、(2)、(3)、(7)、(8)のいずれかに該当したときは、当該QUICPay家族会員のみならず、指定本会員を含む。)以下の各号のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当社からの通知・催告後に是正されない場合、(2)、(3)、(4)については当社がQUICPay会員資格の喪失の通知をしたときに、(5)、(6)、(7)、(8)については当然に会員資格を喪失します。なお、指定本会員は、本規定に基づき当社に対して負担する債務については、QUICPay会員資格の喪失後も、本規定の定めに従い支払義務を負うものとします。また、指定本会員は、QUICPay会員がQUICPay会員資格の喪失後に本カードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。
- (1)QUICPay会員が、本規定または会員規約に違反した場合(ただし、次号を除く。)。
- (2)QUICPay会員が、本規定または会員規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる場合。
- (3)QUICPay会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金目的による本カード利用等QUICPay会員による本カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合。
- (4)本カードの最終使用日よりJCB等が別途通知または公表する一定期間本決済システムの利用がない場合。
- (5)指定本会員が第4条第2項に定める方法によりQUICPay家族会員による本カードの利用の中止を申し出た場合。
- (6)QUICPay会員が、QUICPay会員として更新カードを発行されることなく、本カードの有効期限が経過した場合。
- (7)QUICPay会員が第22条第1項で定義する反社会的勢力に該当することが判明した場合。
- (8)QUICPay会員が、自らまたは第三者を利用して、第22条第1項で定義する不当な要求行為等を行ったとき。
- 4.QUICPay会員は、前三項のいずれの場合においても、当社の指示に従い、ただちに本カードを返却し、または本カードに切込みを入れて廃棄しなければならないものとします。
- 5.QUICPay会員は、JCBが第3条、第5条または第8条に基づき送付した本カードについて、QUICPay会員が相当期間内に受領しない場合には、QUICPay会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。

第14条(本カードの紛失・盗難)

- 本カードの紛失、盗難等により、本カードが第三者に使用された場合には、会員規約の「カードの紛失、盗難による責任の区分」に関する規定が準用されます。

第15条(本サービスの一時停止、中止)

- 1.JCB等は、以下の各号のいずれかに該当する場合、指定本会員およびQUICPay会員に対する事前の通知なく、本決済システムの運営を一時停止または中止することができます。
- (1)本決済システムの運営のための装置およびシステムにかかる保守点検、更新を定期的にまたは緊急に行う場合。
- (2)火災、天災、停電その他の不可抗力により、本決済システムの運営を継続することが困難である場合。
- (3)その他、JCB等が本決済システムの運用を緊急に一時停止または中止する必要があると合理的に判断した場合。
- 2.JCB等は、前項に定めるほか、技術上または営業上の判断等により、指定本会員に対し事前に通知することにより、本決済システムの運営を一時停止または中止することができます。
- 3.前二項に定める本決済システムの運営の一時停止または中止により、指定本会員、QUICPay会員または第三者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、JCB等は故意または過失がない限り、一切責任を負いません。

第16条(適用関係)

本規定に定めのない事項については、すべて会員規約を準用するものとします。

第17条（規定の改定）

JCB等は、民法の定めに基づき、QUICPay会員と個別に合意することなく、将来、本規定を改定し（本規定と一体をなす規約・特約等を新たに定めることを含みます）、または本規定に付随する規約もしくは特約等を改定することができます。この場合、JCB等は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として指定本会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専らQUICPay会員の利益となるものである場合、またはQUICPay会員への影響が軽微であると認められる場合、その他QUICPay会員に不利益を与えると認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規定と明示的に相違する規約または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

個人情報の取扱に関する条項

第18条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

QUICPay会員、QUICPay入会申込者および指定本会員（以下併せて「QUICPay会員等」という。）は、JCB等が自己の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うこととに同意します。

(1)本カードの機能、付帯サービス等の提供のために、以下の①②③の個人情報を収集、利用すること。

①氏名、生年月日、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、性別等、QUICPay会員等が入会申込時および第7条に基づき入会後に届け出た事項。

②入会申込日、入会承認日、有効期限等、QUICPay会員等とJCB等との間の契約内容に関する事項。

③QUICPay会員の本カードの利用の有無・内容、支払い状況、お問い合わせ内容等。

(2)以下の目的のために、前号①②③の個人情報を利用すること。ただし、QUICPay会員等が本号に記載する個人情報の利用についてJCBまたは当社に中止を申し出た場合、JCB等は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出については本規定末尾記載の相談窓口へ連絡するものとします。

①JCBまたは当社のクレジットカード事業その他のJCBまたは当社の事業（JCBまたは当社の定款記載の事業をいう。以下「JCB等事業」という場合において同じ。）における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。

②JCB等事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による当社、JCBまたはQUICPay加盟店（第2条に定めるものをいう。）等の営業案内。

③刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。

(3)本規定に基づくJCBまたは当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本条(1)①②③の個人情報を当該業務委託先に預託すること。

第19条（個人情報の開示、訂正、削除）

QUICPay会員等は、JCB等に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求については本規定末尾記載の相談窓口に連絡するものとします。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、JCB等はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第20条（個人情報の取り扱いに関する不同意）

JCB等は、QUICPay会員等が入会の申し込みに必要な事項の記入もしくは申告を希望しない場合、または第18条乃至第21条に定める個人情報の取り扱いについて承諾しない場合は、QUICPay入会を断ることや、QUICPay会員の資格喪失手続きをとることができます。ただし、第18条第1項(2)に記載する個人情報の利用について中止の申し出があつても、QUICPay入会を断ることやQUICPay会員の資格喪失手続きをとることはできません。（本条に関する申し出は本規定末尾記載の相談窓口へ連絡するものとします。）

第21条（契約不成立時および退会・資格喪失後の個人情報）

JCB等がQUICPay入会を承認しない場合および第13条に定めるQUICPay会員退会またはQUICPay会員資格の喪失後も、第18条に定めるところ（ただし、第18条第1項(2)に定めるところを除く。）および開示請求等に必要な範囲で、法令等またはJCB等が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第22条（反社会的勢力の排除）

1. QUICPay会員等は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いてJCB等の信用を毀損し、またはJCB等の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを確約するものとします。

2. 当社は、QUICPay会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、QUICPay会員等による本カードの入会申込みを謝絶し、本規定に基づく本カードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとができるものとします。本カードの利用を一時停止した場合には、QUICPay会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、本カードの利用を行うことができないものとします。また、当社は、QUICPay会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第13条第3項(7)、(8)の規定に基づきQUICPay会員資格を喪失させます。

3. 前項の規定の適用により、QUICPay会員等に損害等が生じた場合でも、QUICPay会員等は当該損害等についてJCB等に請求をしないものとします。

4. 第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

(1)暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者。

(2)暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者。

(3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者。

(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者。

(5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。

(6)その他暴力団員等の資金獲得活動に乘じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者。

提携QUICPay(nanaco)特約

第1条（本特約の目的）

1. 本特約は、当社が株式会社セブン・カードサービス（以下「7CE」という。）と提携し、QUICPayおよび第2条に定めるnanaco機能を一体化した提携QUICPay(nanaco)（以下「一体型カード」という。）を使用する方法による本決済システムの利用方法等を定めるものです。

2. 本特約は、第2条に定める一体型カード会員の本決済システムの利用について第2条に定める一体型カード会員および指定本会員に適用されます。

3. 本特約に定めのない事項については、JCB等所定のQUICPay会員規定（以下「本規定」という。）および本規定が準用する会員規約（以

下「会員規約」という。)を準用し(本規定を準用するにあたっては「本カード」は「一体型カード」と読み替え、その他の用語も合理的な解釈に従い読み替える。)、本規定および会員規約に定めのない事項については、7CE所定のnanacoカード会員規約(以下「nanacoカード会員規約」という。)を準用するものとします。本特約におけるそれぞれの用語の意味は、本特約において特に定めるほか、会員規約および本規定におけるのと同様の意味を有します。

第2条(用語の定義)

本特約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりです。本特約において特に定めのない用語については、会員規約および本規定におけるのと同様の意味を有します。

(1)「nanaco機能」とは、7CEがnanacoカード会員規約に基づき発行する電子マネー機能をいいます。

(2)「一体型カード会員」とは、指定本会員が貸与されたJCBカードを指定カードとして指定し、本規定、本特約およびnanacoカード会員規約を承認のうえ、指定本会員の同意を得て、一体型カードを使用する方法による本決済システムおよびnanaco機能の利用を申し込み、JCB等が審査のうえ承認し、かつ7CEがこれを認めた方をいいます。

第3条(一体型カードの発行および貸与等)

1. 指定本会員および一体型カード会員になろうとする者(以下併せて、「入会申込者」という。)は、JCB等および7CE所定の「提携QUICPay(nanaco)入会申込書」等に必要事項を記入し、または、JCB等が通知もしくは公表する方法に従い、一体型カードを使用する方法による本決済システムの利用を申し込むものとします。
2. 当社は、入会申込者のうち、JCB等が審査のうえ承認し、7CEが認めた方に対し、QUICPayIDおよびnanaco番号を表示してJCB等が発行する一体型カードを貸与します。一体型カード会員は、一体型カードの所定欄に署名を行うことで、一体型カードを使用する方法による本決済システムの利用をすることが可能になります。
3. 一体型カードの所有権は、当社にあります。

第4条(発行手数料)

一体型カードの発行において、本規定に定める本カード発行手数料は発生しません。

第5条(有効期限、更新)

一体型カードにおける本決済システムの有効期限は、一体型カードの発送時に同封される書面に表示された年月の末日までとします。ただし、nanaco機能の有効期限はnanacoカード会員規約の定めによります。

(1)各機能における有効期限は、一体型カード上には表示されません。

(2)一体型カードについて、本決済システムの有効期限を更新した更新カードは発行されません。

(3)一体型カードの本決済システムの有効期限が経過した後も、搭載されているnanaco機能はその有効期限に則り原則として利用することができます。

(4)一体型カード会員が、本決済システムの有効期限を経過した後も、一体型カードの本決済システムの使用を希望する場合は、第3条の定めに従い、改めて入会申し込みを行う必要があります。

第6条(再発行)

一体型カードの紛失、盗難、破損、汚損等の理由により、一体型カード会員が再発行を希望する場合、一体型カード会員はJCB等所定の方法でJCB等へ申請するものとし、JCBはかかる申請情報を7CEに通知します。これにより、JCB等が審査し、7CEが認めたうえで、JCB等は原則として一体型カードを再発行します。ただし、合理的な理由がある場合は一体型カードを発行しない場合があります。なお、一体型カード会員が旧の一体型カードのnanaco機能の使用停止措置を希望する場合は、自ら7CEに届け出るものとします。

第7条(一体型カードの利用)

一体型カード会員は、一体型カードを使用する方法による本決済システムを利用してQUICPay加盟店から商品・権利を購入し、役務の提供等を受けようとする場合は、QUICPay加盟店に対しQUICPayカードを利用する旨を告知するものとします(かかる告知がない場合、nanacoカード会員規約に基づき、同会員規約に定めるnanaco加盟店から同会員規約に定めるnanaco電子マネーサービスを利用するものとして取り扱われることがあります。また、nanacoカード会員規約に基づき、同会員規約に定めるnanaco加盟店から同会員規約に定めるnanaco電子マネーサービスを利用する場合に、nanaco加盟店に対しnanaco電子マネーサービスを利用する旨を告知するものとし、かかる告知がない場合、本決済システムを利用するものとして取り扱われることがあります。)。なお、一体型カード会員は、QUICPay端末に表示され、または交付するレシート等に印字して表示される支払方法を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場でQUICPay加盟店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、一体型カード会員は、支払方法について誤りがないことを了承したものとします。

第8条(一体型カードの利用可能な金額)

一体型カードの利用可能な金額は、本規定に定める本カードの利用可能な金額に準じます。なお、指定カードについて定められた利用可能枠から差し引かれる利用残高には、一体型カード会員による一体型カード利用残高も合算されます。

第9条(一体型カードの紛失・盗難)

一体型カード会員は、一体型カードの紛失または盗難にあった場合、速やかにJCB等に届け出るとともに、7CEおよび所轄の警察署に届け出るものとします。JCB等への届け出をもって、JCB等は当該一体型カード会員のQUICPay会員としての資格を喪失させるものとします。なお、一体型カードの紛失、盗難等により、第三者に一体型カードを使用する方法による本決済システムを利用された場合には、会員規約の「カードの紛失、盗難による責任の区分」に関する規定が準用されます。

第10条(一体型カード会員退会および会員資格の喪失)

一体型カード会員による一体型カード会員の退会および同会員資格の喪失は、本規定に定めるところに準じます。ただし、nanacoカード会員規約に基づきnanaco会員の会員資格を喪失した場合、かかる事実が7CEより当社に通知され、これをもって、JCB等は当該一体型カード会員のQUICPay会員としての資格を喪失させるものとします。なお、一体型カード会員が、QUICPay会員の会員資格のみを喪失した場合においては、nanaco会員資格の喪失は行われません。

〈ご相談窓口〉

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談は本カードまたは一体型カードをご利用されたQUICPay加盟店にご連絡ください。
2. 宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

株式会社ジェーシービー JCBインフォメーションセンター
東京 0422-76-1700 大阪 06-6941-1700
福岡 092-712-4450 札幌 011-271-1411

3. 一体型カードのnanaco機能についてのお問い合わせはnanacoカード会員規約をご確認ください。
4. 本規定または本特約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等のQUICPay会員等の個人情報に関する各種お問い合わせについては下記WEBサイトに記載の当社の個人情報に関する相談窓口にご連絡ください。

個人情報に関する相談窓口

<https://www.jcb.co.jp/merchant/privacy/#teikei>

(TK550009 · 20230331)